

作業環境測定士試験
(労働衛生関係法令)

| | |
|------|--|
| 受験番号 | |
|------|--|

法令 1 / 5

問 1 労働衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、常時使用する労働者の数が 10人以上 50人未満の事業場においては、その業種に応じて、安全衛生推進者又は衛生推進者を選任しなければならない。
 - 2 事業者は、常時 50人以上の労働者を使用する事業場においては、その業種に関係なく、産業医を選任しなければならない。
 - 3 事業者は、常時 50人以上の労働者を使用する事業場においては、その業種に応じて、衛生委員会又は安全衛生委員会を設けなければならない。
 - 4 産業医は、少なくとも毎月 1 回作業場等を巡視し、作業方法等に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害防止に必要な措置を講じなければならない。
- 5 事業者は、常時 300人以上の労働者を使用する事業場においては、その業種に関係なく、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。

問 2 労働安全衛生規則に基づく健康診断に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、海外に 6 か月以上派遣して帰国した労働者を国内の業務に就かせるときは、一時的な就業の場合を除いて、当該労働者に対し、海外派遣労働者健康診断を行わなければならない。
- 2 事業者は、定期健康診断を受けた労働者のうち、無所見と診断された者を除き、遅滞なく、健康診断の結果を通知しなければならない。
- 3 事業者は、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、原則として、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、法令で定められた項目について医師による健康診断を行わなければならない。
 - 4 定期健康診断項目のうち、肝機能検査については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。
 - 5 常時 50人以上の労働者を使用する事業場であっても、雇入時の健康診断の結果については、所轄労働基準監督署長に報告する必要はない。

問 3 安全又は衛生のための教育に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 建設業に属する事業の事業者は、新たに職務に就くこととなった職長に対し、原則として、法令で定める安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
 - 2 酸素欠乏危険場所における作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、原則として、法定の科目についての特別教育を行わなければならない。
 - 3 特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、その科目についての特別教育を省略することができる。
 - 4 事業者は、衛生管理者、安全衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、その業務に関する能力の向上を図るための教育等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。
- 5 事業者は、労働者に対して特別教育を行ったときは、遅滞なく、その実施結果を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

問 4 次の業務に労働者を常時就かせるとき、法令に基づく安全又は衛生のための特別教育についての規定が定められているものはどれか。

- 1 水深 10 m 以上の場所における潜水の業務
 - 2 強烈な騒音を発する場所における業務
 - 3 著しく暑熱な場所における業務
 - 4 第 3 種有機溶剤等を使用する有機溶剤業務
- 5 特定粉じん作業に係る業務

問 5 法定の作業環境測定を行うべき屋内作業場に係る測定対象④、測定頻度⑤及び測定結果の保存期間⑥の次の組合せのうち、法令上、誤っているものはどれか。

- | | ④ | ⑤ | ⑥ |
|-----|---------------|------------|-----|
| 1 | 空気中のキシレンの濃度 | 6か月以内ごとに1回 | 3年 |
| ○ 2 | 空気中の鉱物性粉じんの濃度 | 6か月以内ごとに1回 | 5年 |
| 3 | 空気中のシアン化水素の濃度 | 6か月以内ごとに1回 | 3年 |
| 4 | 空気中の放射性物質の濃度 | 1か月以内ごとに1回 | 5年 |
| 5 | 空気中のベンゼンの濃度 | 6か月以内ごとに1回 | 30年 |

問 6 作業環境測定基準に従って行う作業環境測定に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 動力により駆動されるハンマーを用いて金属の鍛造の業務を行う屋内作業場については、6か月以内ごとに1回、定期的に、等価騒音レベルを測定しなければならない。
- 2 熔融ガラスからガラス製品を成型する業務を行う屋内作業場については、1か月以内ごとに1回、定期的に、当該作業場における気温、湿度及びふく射熱を測定しなければならない。
- 3 酒類その他発酵する物を入れたことのある醸造槽の内部において作業を行う場合の当該作業場については、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素の濃度を測定しなければならない。
- 4 中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるものについては、原則として、2か月以内ごとに1回、定期的に、一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率、室温及び外気温並びに相対湿度を測定しなければならない。
- 5 多量の液体空気、ドライアイス等を取り扱う業務を行う屋内作業場については、半月以内ごとに1回、定期的に、当該作業場における気温及び湿度を測定しなければならない。

問 7 次の防毒マスクのうち、譲渡、貸与又は設置の際に厚生労働大臣の規格を具備すべきものとして、法令上、規定されていないものはどれか。

- 1 一酸化炭素用防毒マスク
- 2 アンモニア用防毒マスク
- 3 酸性ガス用防毒マスク
- 4 有機ガス用防毒マスク
- 5 ハロゲンガス用防毒マスク

問 8 次の化学物質のうち、法令上、製造に際して厚生労働大臣の許可が必要なものはどれか。

- 1 クロロメチルメチルエーテル
- 2 コバルト
- 3 カドミウム
- 4 アルファーナフチルアミン
- 5 1,1-ジメチルヒドラジン

問 9 作業環境測定士に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、作業環境測定士ではない者に、作業環境評価基準に基づいて、指定作業場についての作業環境測定の結果の評価を行わせることができる。
- 2 第1種作業環境測定士は、登録を受けた作業場の種類以外の指定作業場についても、デザイン及びサンプリングの業務を行うことができる。
- 3 法令で定める著しい騒音を発する屋内作業場についての等価騒音レベルの測定は、作業環境測定士ではない者に行わせることができる。
- 4 放射線業務を行う作業場のうち、管理区域に該当する部分についての外部放射線による線量当量率又は線量当量の測定は、作業環境測定士に行わせなければならない。
- 5 指定作業場について作業環境測定を自ら行う事業者は、その使用する作業環境測定士にこれを行わせなければならない。

問 1 0 作業環境測定基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 単位作業場所が著しく狭く、かつ、粉じんの濃度がほぼ均一であることが明らかなきは、相対濃度指示方法のみによる測定が認められている。
- 2 ろ過捕集方法に用いるろ過材は、0.3 μmの粒子を 95%以上捕集する性能を有するものに限られる。
- 3 原則として、単位作業場所の床面上に 6 m 以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上 120 cm 以上 150 cm 以下の位置を騒音の測定点としなければならない。
- 4 作業環境測定基準で定める一定の有機溶剤の濃度を測定する場合、当該有機溶剤以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれがないときは、検知管方式の測定機器により測定することができる。
- 5 鉱物性粉じんの発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、当該作業が行われる時間のうち、粉じんの濃度が最も高くなると思われる時間に、当該作業が行われる位置においても測定を行わなければならない。

問 1 1 作業環境評価基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 B測定の実測値が管理濃度の1.5倍を超えるときは、A測定の実測値及び第2評価値の値にかかわらず、第3管理区分に区分される。
- 2 アセトン及び酢酸エチルの混合物を取り扱う単位作業場所にあつては、測定点ごとに定められた算定式により求めた換算値を実測値とみなして、管理濃度に相当する値を1として管理区分の区分を行う。
- 3 第1評価値と第2評価値は、1作業日について測定を行った場合と連続する2作業日について測定を行った場合とは、異なった計算式により計算する。
- 4 有害物質のA測定とB測定を行った場合、A測定の実測値及びB測定の実測値が管理濃度に満たない単位作業場所の管理区分は第1管理区分である。
- 5 実測値が管理濃度の5分の1に満たない測定点がある単位作業場所にあつては、管理濃度の5分の1を当該測定点における実測値とみなして、管理区分の区分を行うことができる。

問 1 2 労働安全衛生規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、常時 50人以上の労働者を使用するときは、労働者が臥床することのできる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。
- 2 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気温が 10 °C 以下であるときは、換気に際し、労働者を 1 m/s 以上の気流にさらしてはならない。
- 3 事業者は、労働者を常時就業させる場所の照明設備について、6か月以内ごとに1回、定期的に、点検しなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の焼却施設において焼却灰を取り扱う業務(設備の解体等に伴うものを除く。)を行う作業場について、6か月以内ごとに1回、定期的に、当該作業場における空気中のダイオキシン類の濃度を測定しなければならない。
- 5 事業者は、炭酸ガス(二酸化炭素)濃度が 1.0%である場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなければならない。

問 1 3 特定化学物質の区分に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)は、第2類物質であり、特別管理物質である。
- 2 アンモニアは、第3類物質である。
- 3 ベリリウムは、第1類物質であり、製造するためには厚生労働大臣の許可が必要である。
- 4 塩化ビニルは、第3類物質である。
- 5 インジウム化合物は、第2類物質であり、特別管理物質である。

問 1 4 特定化学物質障害予防規則において規定する特別有機溶剤に該当しないものは次のうちどれか。

- 1 四塩化炭素
- 2 1,4-ジオキサン
- 3 二硫化炭素
- 4 ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)
- 5 スチレン

問 1 5 有機溶剤中毒予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、同規則に定める適用除外及び設備の特例はないものとする。

- 1 屋内作業場において、第 3 種有機溶剤等を用いて洗浄の業務を行う場合でも、有機溶剤作業主任者を選任しなければならない。
- 2 屋内作業場において、第 3 種有機溶剤等を用いて洗浄の業務を行う場合には、作業環境測定を行う必要はない。
- 3 屋内作業場において、第 2 種有機溶剤等を用いて洗浄の業務を行う場合における有機溶剤等の区分の色分けによる表示は、黄色で行わなければならない。
- 4 有機溶剤含有物とは、有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の 5% を超えて含有するものをいう。
- 5 有機溶剤等を入れたことのあるタンクで有機溶剤の蒸気の発散するおそれのあるものの内部における業務に労働者を従事させるときは、当該業務に従事する労働者に有機ガス用防毒マスクを使用させなければならない。

問 1 6 電離放射線障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、放射線業務従事者は、緊急作業には従事しないものとする。

- 1 外部放射線による実効線量が 3 か月間につき 1.3 mSv を超えるおそれのある区域は、管理区域である。
- 2 男性の放射線業務従事者の受ける実効線量は、3 年間につき 50 mSv を超えず、かつ、1 年間につき 20 mSv を超えないようにしなければならない。
- 3 放射線業務従事者が眼の水晶体に受ける等価線量は、1 年間につき 150 mSv を超えないようにしなければならない。
- 4 放射線業務従事者が皮膚に受ける等価線量は、1 年間につき 500 mSv を超えないようにしなければならない。
- 5 妊娠と診断された女性の放射線業務従事者が腹部表面に受ける等価線量は、妊娠中につき 2 mSv を超えないようにしなければならない。

問 1 7 鉛中毒予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、同規則に定める適用の除外及び特例はないものとする。

- 1 はんだ付けの業務を行う自然換気が不十分な屋内作業場に設ける全体換気装置は、その業務に従事する労働者 1 人について 100 m³/h 以上の換気能力を有するものでなければならない。
- 2 局所排気装置に法令に基づいて設置する除じん装置は、サイクロンによる除じん方式の除じん装置又はこれと同等以上の性能を有するものでなければならない。
- 3 鉛業務を行う屋内作業場の床等について、鉛等による汚染を除去するため、毎日 1 回以上、真空掃除機を用いて、又は水洗によって掃除しなければならない。
- 4 法令に基づき設置した局所排気装置については、原則として、1 年以内ごとに 1 回、定期自主検査を行わなければならない。
- 5 鉛合金を製造する工程における鉛合金の溶接又は溶断の業務 (隔離室での遠隔操作によるものを除く。) を行う屋内作業場については、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、空気中における鉛の濃度を測定しなければならない。

問 1 8 粉じん障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、同規則に定める適用除外及び特例はないものとする。

- 1 法令に基づき特定粉じん発生源に設けた局所排気装置については、原則として、1年以内ごとに1回、定期に、自主検査を行わなければならない。
- 2 特定粉じん作業を行う屋内作業場については、当該粉じん作業に係る粉じんを減少させるため、全体換気装置による換気を実施しなければならない。
- 3 粉じん作業を行う屋内の作業場所については、毎日1回以上、清掃を行わなければならない。
- 4 法令に基づき局所排気装置に付設する除じん装置は、粉じんの種類がヒュームである場合には、ろ過除じん方式若しくは電気除じん方式又はこれらと同等以上の性能を有する除じん方式による除じん装置としなければならない。
- 5 土石、岩石又は鉱物に係る特定粉じん作業が常時行われる屋内作業場について、粉じんの濃度の測定を行うときは、原則として、当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定しなければならない。

問 1 9 事務所衛生基準規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、含有率及び量とは、それぞれ1気圧、25℃とした場合の空气中に占める当該ガスの容積の割合(ppm)及び1m³中の当該物質の質量をいうものとする。

- 1 事業者は、室における二酸化炭素の含有率を5,000 ppm以下としなければならない。
- 2 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室に供給される空気中の一酸化炭素の含有率を50 ppm以下としなければならない。
- 3 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室に供給される空気中のホルムアルデヒドの量を0.1 mg以下としなければならない。
- 4 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室に供給される空気中の浮遊粉じんの量を、0.15 mg以下としなければならない。
- 5 事業者は、室の大規模の修繕又は大規模の模様替を行ったときは、室の使用開始後、所定の期間に1回、室におけるホルムアルデヒドの量を測定しなければならない。

問 2 0 次の①～⑤の酸素欠乏危険作業について、第2種酸素欠乏危険作業に該当するものの組合せは下のうちどれか。

- ① 海水が滞留している暗きよの内部における作業
 - ② 石炭、鋼材その他空气中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンクの内部における作業
 - ③ し尿、汚水その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてある槽の内部における作業
 - ④ 長期間使用されていない井戸等の内部における作業
- 1 ① ②
 - 2 ① ③
 - 3 ② ④
 - 4 ③ ④
 - 5 ④ ⑤